

## 団体交渉速報

配偶者扶養手当の廃止、教授職の昇給圧縮といった不利益変更について、当局は合理的な説明をせず、それどころか理事は、医療職員の未払い賃金の支払いや新入職員オリエンテーションでの組合説明の要求に関し、不見識な発言を繰り返しました。

組合は3月17日に、東北大学との団体交渉を行いました。本団体交渉は、2月21日に組合側から申し入れたものです。

### 交渉事項

#### 1. 人勤対応の給与見直しについて

配偶者扶養手当の廃止について、その必要性を質しましたが、減収になる対象者の心に伝わるような説明は全くありませんでした。

教授職が、標準的なB評価では昇給がなくなる問題について、強く見直しを求めました。「B評価は約5割」との説明もありましたが、評価の割合や部局への配分については、当局が改めて示すことになりました。

年俸制職員へ遡及的措置については、第3号年俸制職員には適用しないことが改めて示されました。しかし、その判断の根拠規定がないことが判明しました。

非正規雇用職員へのボーナス支給については、今回も前向きな発言がありませんでした。「検討する」と発言してから数年も放置されていることに対し、強く抗議しました。

#### 2. 有期雇用職員の無期化等について

今年度も176名の雇い止めが発生することが明らかになりました（5年雇い止め：143名、10年雇い止め：33名）。私たちは2018年以降、1,000名を超える雇い止めが行われていることを示し、根本的な見直しを要求しましたが、理事は自身の考えを一切述べず、これまでの説明を繰り返すにとどまりました。また、10年雇い止め対象から継続雇用され、無期転換権を得た方への個別説明について、当局は頑なに拒否しました。

#### 3. 医療職員の労働時間について

過去の未払い賃金について、当局は大学病院の赤字財政を理由に、2023年6月から11月の6か月分のみを支払いを提案しました。しかし、未払い賃金は本来支払われるべきものであり、財政状況を理由に制限することは不見識です。また、「10分/日」では不十分であることを指摘し、労基法に基づき3年分の遡及支払いを要求しました。支払い期間については、当局が再検討することになりました。

#### 4. 新入職員オリエンテーションにおける組合説明について

当局は、新入職員のオリエンテーションは大学側が招集したものであり、その中で時間を割くことはできないと拒否しました。これに対し、オリエンテーション終了後の説明を求めましたがそれも拒絶されました。さらに、「建物の外での資料配布は許容する」という暴言がありました。労働組合の活動権を全く理解していない発言であり、その不見識さを厳しく指摘しました。

#### 5. その他

国際卓越研究大学に関して、人事に関わる事務職員の過重労働の実態を共有しました。また、ナノテラスにおける労務管理の不備について指摘し、健康被害が生じていることを訴えました。

2025年3月28日

東北大学職員組合執行委員会